

図書館 ICT 化事業「電子書籍の導入について」

概算費用 9,942千円

【電子書籍とは】

電子書籍とは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの画面で読むことができるデジタル形式の書籍である。電子書籍の貸出しにあたっては、事業者が提供している「電子図書館サービス」を利用することとなる。

【他市町の状況】

令和元年に読書バリアフリー法が制定され、その後、コロナにより電子書籍サービスを実施する図書館が急増した。令和8年4月1日現在、県内では23自治体の図書館で導入している。

近隣では、一宮市、小牧市、江南市、稲沢市、各務原市、関市などが導入している。全国的には1,788自治体中611自治体(34.2%)。

【メリット】

- 来館の手間なく24時間365日いつでもどこでも借りることが可能となり、利用者の利便性が図られる。
- 文字の拡大機能や音声読み上げ機能、多言語電子書籍など電子ならではの対応も可能となる。
- 貸出期間を過ぎると自動的に返却となるため、次に予約をしている利用者に遅延なくスムーズに貸し出すことが可能となる。図書館としても汚破損、紛失の回避ができる。
- 今までは図書館の開館時間に来館することができず資料を借りられなかった利用者でも、図書館の資料を借りることができるようになる。
- 対面での受け渡しの必要がないので、プライバシー保護になる。
- カウンターでの受け渡し作業が削減される。
- 書架のスペースが不要となり、管理コストがかからない。

【デメリット】

- 読書感を味わえない。
- 本を読むというより情報を手に入れる感じになりやすい。
- 長時間読むと目が疲れる。
- 導入後は、システム利用料とコンテンツ購入費が毎年必要となる。
- デジタル図書は紙の図書と比べて図書のタイトル数が少ない。

【現状】

- 令和8年度予算について、見送ることとなった。
- 令和9年度実施計画に予算計上。
- 令和8年6月、図書館流通センター主催の「電子図書館サミット」に参加。

【今後】

- 犬山市の利用者の年齢層、購読分野を把握し、導入するコンテンツの選択及び数量を検討する。併せて愛知県図書館及び導入自治体(図書館)の調査を実施する。